

(案)

●保医保健第●●●号
令和8年●月●日

保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局保健政策部長

○ ○ ○ ○
(公印省略)

令和8年度東京都がん検診精度管理評価事業における生活習慣病検診管理指導協議会
がん部会の意見及び評価について (令和5年度実施分精密検査受診率)

日頃より、東京都の保健衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)(以下、「指針」という。)では、都道府県が設置する生活習慣病検診等管理指導協議会のがんに関する部会において、区市町村が行うがん検診の評価、指導等を実施することが求められています。

先般、令和7年度第2回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会(以下、「がん部会」という。)において「東京都におけるがん検診精度管理評価事業(令和7年度実施分)」による調査結果について評価したところ、貴自治体における精検受診率について別紙のとおり意見がありましたので通知します。

精密検査受診率向上・指針外検診の見直し・精度管理の向上に向けた取組に関する意見交換のため、令和8年度にいくつかの区市町村を個別訪問する予定です。対象となった区市町村には別途御連絡しますので、御理解御協力の程、よろしく願いいたします。

【担 当】

東京都保健医療局保健政策部健康推進課
成人保健担当 ○○

電 話:03-5320-4363

メール:S1150302@section.metro.tokyo.jp

東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会意見

1 がん検診精密検査受診率の向上

精検受診率の向上には、精検未受診率と精検結果未把握率とを正確に区別した上で比較し、いずれか高い指標を優先して改善していくことが重要です。

「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」で定めた「がん検診精検受診率90%」の目標値達成の取組を一層推進していくため、昨年度に引き続き、精検受診率を重点改善指標とし、改善に向け取り組んでいくようがん部会より意見がありました。

貴自治体におかれましては、下表のとおり、精検受診率が基準値未満のがん検診がありましたので、下記（1）及び参考資料を参考に、該当指標値の改善に向けた取組を検討してください。

貴自治体は **類型Ⅰ 精検未把握率高値タイプ** です。

	胃（エックス線）			胃（内視鏡）			肺		
	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率
集団検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別検診	20.0%	0.0%	80.0%	80.0%	0.0%	20.0%	68.4%	2.6%	28.9%
	大腸			子宮頸			乳		
	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率	精検受診率	精検未受診率	精検未把握率
集団検診	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別検診	64.6%	7.9%	27.5%	54.7%	4.7%	40.6%	78.1%	0.7%	21.2%

※類型の詳細は最終頁を御覧ください。上記の表で示されている基準値は「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する検討会 令和5年6月）に示される基準値を指します。

※がん種毎に高い指標値が異なる場合は、該当するがん種が多い指標値を優先的に改善してください。また、同数の場合は精検結果未把握率を優先して改善してください。

※都内全自治体のプロセス指標等を記載したデータ一覧については、東京保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」にて東京都生活習慣病検診管理指導協議会令和7年度第2回がん部会資料として以下のページに掲載しています。

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/06gan3.html>

（1）次の類型に移行するための取組

精検未把握率を下げ、類型Ⅰから類型Ⅱに移行するための取組

- ア 精検結果把握体制の構築
- ・精検結果報告書（東京都統一様式）や都指針掲載の様式類の導入
 - ・精検結果回収ルートの整備
都内の状況をみると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。
例1）精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告
例2）精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告
 - ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記（例：精検実施日から1か月以内に返却など）
 - ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する（例：3か月、6か月、1年後の計3回の確認など）。
 - ・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精検機関に配布しておく。
- イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示
精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。

<参考>「事業評価のためのチェックリスト（市区町村用 令和6年3月）」の関連項目
精検受診率向上に対応するチェックリスト項目です。取組の参考にしてください。

6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨	
(1)	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を把握しているか
(2)	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか ※本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある。
(3)	個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか
(4)	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか
(5)	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか
(6)	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計	
(1)	精検受診率を集計しているか
(1-a, b, c)	精検受診率を性別・年齢5歳階級別、検診機関別、過去の検診受診歴別に集計しているか
(1-d)	精検未受診率と未把握率を定義に従って区別して集計しているか

《精検受診率向上に向けた参考資料》

(1)	「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル<第2版>」 (国立がん研究センターがん対策情報センター) https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/screening_manual.html
(2)	令和6年度「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組について」区市町村報告内容一覧

(2) 令和6年度「がん検診精密検査受診率向上に向けた取組について」区市町村報告内容一覧
昨年度本通知により御報告いただいた一覧です。精検受診率向上に向けた取組の参考にしてください。

なお、都では区市町村がん検診事業担当者連絡会において、精検受診率向上などをテーマにグループワークを実施しており、今年度も12月に開催予定です。現時点における取組を自治体の担当者同士で直に共有できる貴重な機会ですので、積極的な参加を御検討ください。

2 その他

- (1) 東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会
「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添）において、都道府県はがん等の動向を把握し、また市町村、検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理の在り方等について、専門的な見地から適切な指導を行うために協議会を設置するものとしており、東京都では当該協議会設置の上、がん検診に係る評価を行うためにがん部会を設置しています。
これまでの部会の議事録は下記にて公表しています。
○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> 東京都の取組について：区市町村・医療機関向け事業> 東京都生活習慣病検診管理指導協議会
<https://www.hokeniryol.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/>
- (2) 「東京都がん検診精度管理評価事業」について
東京都では、区市町村が行うがん検診における精度管理を充実させるとともに、東京都全体のがん検診事業の評価を行い、もってより精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的に、「東京都がん検診精度管理評価事業」を実施しています。
毎年夏から秋にかけてがん検診の実施状況等について調査を行い、がん部会での評価を経て結果をホームページに公表しています。
○東京都保健医療局ホームページ「とうきょう健康ステーション」内「受けよう！がん検診」> がん検診に関する統計や調査について：がん検診の統計データ・調査> 統計データ(受診率・精検受診率等)のページで公表しています。
<https://www.hokeniryol.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/toukei/data/>

精検受診率の状況に応じた、助言内容の組み合わせについて

<p>類型Ⅰ 精検未把握率高値タイプ</p>	<p>精検未把握率を下げ、類型Ⅰから類型Ⅱに移行するための取組</p>	<p>ア 精検結果把握体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精検結果報告書（東京都統一様式）や都指針掲載の様式類の導入 ・精検結果回収ルートの整備 <p>都内の状況を見ると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。</p> <p>例1）精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告</p> <p>例2）精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記（例：精検実施日から1か月以内に返却など） ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する（例：3か月、6か月、1年後の計3回の確認など）。 ・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精検機関に配布しておく。 <p>イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示</p> <p>精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。</p>
<p>類型Ⅱ 精検未受診率高値タイプ</p>	<p>精検未受診率を下げ、類型Ⅱから類型Ⅲに移行するための取組</p>	<p>ア 一次検診受診時までに、あらかじめ「要精検の場合は必ず精検を受けること」を含む「受診者への説明」資料を配布し、かつ、精密検査の勧奨時には、精密検査の重要性を十分に伝える。</p> <p>イ 精密検査の受診勧奨・再勧奨の徹底</p> <p>精密検査受診勧奨用リーフレット（東京都作成）等の活用</p> <p>ウ 精密検査機関一覧を要精検者に提示</p> <p>要精検者が精密検査を受診するための利便性を向上させる。</p>
<p>類型Ⅲ 精検受診率良好タイプ</p>	<p>基準値未達成の検診の精検未把握率又は精検未受診率を下げ、類型Ⅲから類型Ⅳに移行するための取組</p>	<p><未把握率が高い場合></p> <p>ア 精検結果把握体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精検結果報告書（東京都統一様式）や都指針掲載の様式類の導入 ・精検結果回収ルートの整備 <p>都内の状況を見ると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。</p> <p>例1）精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告</p> <p>例2）精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記（例：精検実施日から1か月以内に返却など） ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する（例：3か月、6か月、1年後の計3回の確認など）。 ・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精検機関に配布しておく。 <p>イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示</p> <p>精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。</p> <p><未受診率が高い場合></p> <p>ア 一次検診受診時までに、あらかじめ「要精検の場合は必ず精検を受けること」を含む「受診者への説明」資料を配布し、かつ、精密検査の勧奨時には、精密検査の重要性を十分に伝える。</p> <p>イ 精密検査の受診勧奨・再勧奨の徹底</p> <p>精密検査受診勧奨用リーフレット（東京都作成）等の活用</p> <p>ウ 精密検査機関一覧を要精検者に提示</p> <p>要精検者が精密検査を受診するための利便性を向上させる。</p>
<p>類型Ⅳ 精検受診率基準値達成タイプ</p>	<p>類型Ⅳに対する助言内容</p>	<p>貴自治体につきましては、全てのがん種において精検受診率が基準値を満たしておりましたので、引き続き精度管理向上に向けた取組を実施してください。</p>
<p>要精検者0人</p>	<p>要精検者0人の場合の助言内容</p>	<p>貴自治体につきましては、全てのがん種において要精検者がおりませんでした。検診の結果、要精検者が出た際は、引き続き精検受診率向上に向けた取組を実施してください。</p>

令和7年度精度管理評価事業 精検受診率に係るがん部会意見発出対象一覧（令和5年度実施検診分）

類型定義

- 類型Ⅰ：精検受診率が基準値未満の検診の中で、未把握率 ≥ 未受診率である検診が半数以上の自治体
- 類型Ⅱ：精検受診率が基準値未満の検診の中で、未把握率 < 未受診率である検診が過半数の自治体
- 類型Ⅲ：実施した過半数以上のがん検診で精検受診率が基準値達成している自治体
- 類型Ⅳ：実施した全てのがん検診で精検受診率が基準値達成している自治体
- 要精検者0人：実施する全ての検診で要精検者0人

青字：精検受診率90%以上
 赤字：精検受診率未達成で未受診率と未把握率を比較した高い値
 （同値の場合は未把握率を赤字で表示）
 グレー着色：検診未実施又は指針外検診の実施

	胃部エックス線						胃内視鏡						肺						大腸						子宮頸						乳						R5 類型	R4 類型			
	集団			個別			集団			個別			集団			個別			集団			個別			集団			個別													
	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率	精検 受診率	精検 未受診率	精検 未把握率											
千代田区				20.0%	0.0%	80.0%				80.0%	0.0%	20.0%				68.4%	2.6%	28.9%				64.6%	7.9%	27.5%				54.7%	4.7%	40.6%				78.1%	0.7%	21.2%	I	I			
中央区				57.7%	0.0%	42.3%				71.9%	0.0%	28.1%				62.9%	0.0%	37.1%	—			52.7%	7.5%	39.9%				73.3%	0.0%	26.7%	83.3%	0.0%	16.7%	75.8%	0.0%	24.2%	I	I			
港区				40.7%	5.8%	53.5%				91.3%	0.0%	8.7%				46.1%	3.1%	50.8%				36.9%	9.7%	53.4%				62.7%	4.3%	33.0%				84.7%	2.6%	12.7%	I	I			
新宿区				56.6%	19.8%	23.6%				98.9%	0.9%	0.2%				72.1%	3.6%	24.3%				56.6%	18.1%	25.3%				65.4%	10.9%	23.7%				75.1%	4.2%	20.7%	I	I			
文京区				38.7%	0.0%	61.3%				85.1%	0.0%	14.9%				67.1%	0.0%	32.9%				43.0%	0.0%	57.0%				71.7%	1.4%	26.9%				77.0%	0.0%	23.0%	I	I			
台東区				72.7%	18.2%	9.1%				89.8%	1.0%	9.1%				76.9%	5.1%	17.9%				56.9%	5.9%	37.2%				79.7%	2.9%	17.4%	66.7%	0.0%	33.3%	68.5%	1.7%	29.8%	I	I			
墨田区	0.0%	0.0%	100.0%	68.6%	9.8%	21.6%				73.1%	3.8%	23.1%				84.3%	8.6%	7.1%				67.6%	14.2%	18.2%	85.7%	0.0%	14.3%	84.1%	9.1%	6.8%	78.4%	0.0%	21.6%	95.6%	1.9%	2.5%	I	I			
江東区	67.4%	4.7%	27.9%	66.4%	7.6%	26.0%				98.9%	1.1%	0.0%	78.8%	0.0%	21.2%	63.0%	3.7%	33.3%				75.2%	12.9%	11.9%				77.7%	6.4%	15.8%				90.9%	4.3%	4.8%	I	I			
品川区				81.0%	9.5%	9.5%				93.5%	0.0%	6.5%				86.3%	5.1%	8.5%				68.3%	9.4%	22.2%				91.2%	1.5%	7.3%				91.6%	2.7%	5.7%	I	I			
目黒区				33.3%	33.3%	33.3%				100.0%	0.0%	0.0%				85.7%	7.9%	6.3%				53.2%	28.7%	18.1%				62.6%	19.1%	18.3%				91.5%	0.5%	8.0%	II	II			
大田区				86.7%	4.2%	9.1%				98.1%	0.7%	1.2%				92.0%	2.8%	5.2%	70.7%	0.0%	29.3%	83.0%	8.2%	8.8%	88.2%	0.0%	11.8%	77.3%	14.5%	8.2%	84.0%	1.2%	14.8%	88.7%	0.0%	11.3%	I	I			
世田谷区	86.1%	1.9%	12.0%							98.8%	0.3%	0.9%				49.8%	1.1%	49.2%	75.0%	2.9%	22.1%	60.2%	6.8%	33.0%				73.1%	0.8%	26.2%	96.9%	0.0%	3.1%	88.8%	0.5%	10.7%	I	I			
渋谷区				73.6%	17.3%	9.1%				98.4%	0.0%	1.6%				90.0%	5.0%	5.0%				68.0%	10.4%	21.6%				92.6%	2.5%	5.0%				93.8%	2.8%	3.5%	III	I			
中野区	50.0%	0.0%	50.0%							97.3%	0.0%	2.7%										57.3%	11.2%	31.5%				86.4%	1.1%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%	63.5%	1.1%	35.4%	I	I			
杉並区				81.8%	12.1%	6.1%				100.0%	0.0%	0.0%				91.7%	5.8%	2.5%				80.1%	14.9%	5.0%				92.0%	5.0%	3.0%				95.5%	3.0%	1.5%	III	III			
豊島区				43.5%	16.5%	40.0%				97.8%	0.0%	2.2%				84.3%	2.0%	13.7%				21.2%	47.0%	31.7%				66.7%	10.4%	22.9%				67.4%	18.4%	14.2%	I	I			
北区	55.6%	7.4%	37.0%	82.4%	0.0%	17.6%				95.6%	0.0%	4.4%	85.7%	4.8%	9.5%				51.5%	5.5%	43.0%	67.4%	3.1%	29.5%	68.8%	0.0%	31.3%	89.0%	0.7%	10.3%				94.1%	0.4%	5.5%	I	I			
荒川区	77.0%	0.6%	22.4%							97.0%	0.0%	3.0%	91.3%	0.0%	8.7%				77.0%	1.1%	21.9%				75.0%	2.4%	22.6%	83.7%	0.0%	16.3%	91.6%	0.0%	8.4%				I	I			
板橋区	92.3%	0.0%	7.7%							93.6%	0.0%	6.4%	95.2%	1.6%	3.2%							52.8%	14.3%	33.0%				73.8%	0.0%	26.2%				81.5%	3.7%	14.8%	I	I			
練馬区	77.7%	4.0%	18.3%				87.5%	0.0%	12.5%	73.1%	7.5%	19.4%	83.8%	3.8%	12.3%	83.2%	6.5%	10.3%	56.2%	7.4%	36.4%	74.3%	11.6%	14.1%				82.5%	2.4%	15.1%	95.9%	1.7%	2.5%	98.8%	0.4%	0.8%	I	I			
足立区										91.2%	6.1%	2.8%				65.1%	0.0%	34.9%				67.8%	0.6%	31.6%				66.7%	1.8%	31.5%				93.5%	6.5%	0.0%	I	I			
葛飾区	100.0%	0.0%	0.0%							100.0%	0.0%	0.0%				89.5%	6.2%	4.4%	83.3%	5.6%	11.1%	62.2%	6.8%	30.9%				82.8%	1.0%	16.2%	91.1%	0.0%	8.9%				I	I			
江戸川区	50.1%	3.8%	46.2%				100.0%	0.0%	0.0%				82.0%	1.2%	16.8%				77.4%	5.9%	16.8%							78.9%	4.5%	16.6%	94.0%	0.8%	5.2%	92.9%	1.4%	5.7%	I	I			
八王子市										100.0%	0.0%	0.0%				96.8%	1.1%	2.2%				87.3%	10.0%	2.7%				97.0%	2.0%	1.0%				97.7%	1.8%	0.5%	III	III			
立川市	70.0%	10.0%	20.0%	71.4%	7.1%	21.4%				97.1%	0.0%	2.9%				75.0%	12.5%	12.5%	100.0%	0.0%	0.0%	50.8%	10.7%	38.5%				82.1%	0.0%	17.9%				83.9%	5.0%	11.0%	I	I			
武蔵野市	82.6%	8.7%	8.7%							96.4%	0.0%	3.6%	77.8%	11.1%	11.1%	60.0%	40.0%	0.0%	92.3%	0.0%	7.7%	61.8%	22.8%	15.4%				81.3%	3.6%	15.1%	75.0%	0.0%	25.0%	88.0%	0.6%	11.4%	I	I			
三鷹市	100.0%	0.0%	0.0%							100.0%	0.0%	0.0%				20.6%	0.0%	79.4%				60.5%	3.0%	36.5%				72.0%	0.0%	28.0%				95.2%	0.0%	4.8%	I	I			
青梅市	77.8%	0.0%	22.2%										75.0%	0.0%	25.0%							42.1%	4.7%	53.2%				91.5%	6.4%	2.1%	88.9%	0.0%	11.1%	54.4%	0.0%	45.6%	I	I			
府中市	86.7%	6.7%	6.7%							100.0%	0.0%	0.0%	92.3%	0.0%	7.7%				79.0%	9.9%	11.0%							79.6%	5.6%	14.8%	95.9%	1.7%	2.5%				I	III			
昭島市	62.5%	0.0%	37.5%										50.0%	0.0%	50.0%							65.8%	0.0%	34.2%				58.3%	12.5%	29.2%				86.7%	0.0%	13.3%	I	I			
調布市	50.0%	25.0%	25.0%	72.4%	21.4%	6.1%				97.0%	0.6%	2.4%	100.0%	0.0%	0.0%							65.1%	28.8%	6.1%				92.6%	3.2%	4.2%	100.0%	0.0%	0.0%	94.4%	2.4%	3.2%	III	II			
町田市																88.9%	11.1%	0.0%				80.7%	14.9%	4.5%				94.3%	1.3%	4.4%				96.4%	2.6%	1.0%	II	II			
小金井市	58.8%	0.0%	41.2%							100.0%	0.0%	0.0%										27.5%	0.0%	72.5%	56.1%	11.4%	32.6%				100.0%	0.0%	0.0%	45.5%	0.0%	54.5%	89.1%	6.9%	4.0%	I	I
小平市	75.0%	6.3%	18.8%										100.0%	0.0%	0.0%							71.3%	7.8%	21.0%	79.3%	5.7%	14.9%				82.4%	0.0%	17.6%	100.0%	0.0%	0.0%	88.9%	0.0%	11.1%	I	I

